

高島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
高島町長
高島町議会議長
高島町教育委員会委員長
高島町農業委員会会長
高島町選挙管理委員会委員長
高島町代表監査委員

高島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、高島町長、高島町議会議長、高島町選挙管理委員会委員長、高島町教育委員会委員長、高島町農業委員会会長、高島町代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、高島町男女共同参画推進本部を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局、監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

この目標は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局、町監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。なお、町長部局をはじめ各事業主全部を合計した目標である。

目標：係長以上の職員に占める女性職員割合の上昇、「女性リーダーの育成」

- ・平成 32 年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合を平成 27 年度実績 17.5%より 13%引き上げ 30%以上にします。
- ・女性職員に対し、女性リーダー育成に関する研修の参加を推奨します。

目標：男性職員の育児休業等の取得

- ・平成 27 年度までに、育児休業を取得した男性職員は 0 であることから、計画期間中、男性職員の育児休業・介護休暇の取得を 10%以上にします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

この取組は、町長部局、町議会事務局、町選挙管理委員会事務局、町教育委員会事務局、町農業委員会事務局、監査委員事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。なお、町長部局をはじめ各事業主共通の目標である。

○町長部局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・教育委員会事務局・農業委員会事務局・監査委員事務局

取組1：平成28年度より研修制度を活用し女性職員の意識改革に努めるとともに、今後実施する人事評価等を有効に活用し、適材適所の人事、適正な人員配置、女性の登用ポストの検討をさらに進める。

取組2：男性職員も育児休業等を取得できることについての周知を行い、男性職員の育児休業等の取得促進を図る。

取組3：子供の出生時における父親の特別休暇の周知徹底及び年次休暇の取得促進を図る。
また父親の特別休暇取得について職場の理解が得られるよう環境づくりを行う。

5. おわりに

女性活躍推進のため職場環境を改善することは、女性職員にとってだけでなく、男性職員にとっても働きやすい職場であり、男女が共に個性や能力を発揮し、職業生活と家庭生活を継続的に両立可能にしていくものでなければなりません。

このことから、従来取り組んできたものについては、今後も引き続き実施をし、必要に応じて新しい制度を取り入れるなど、職員支援体制を整えていきます。